令和４年度に外部評価を行った５施策・４事業・１団体について、令和４年度に示した対処方針に基づき、令和５年度に各所管で実施した対処結果となります。
※「外部評価」及び「外部評価に対する所管の対処方針」のほか、令和４年度の外部評価の詳細については、「令和４年度杉並区外部評価委員会報告書」をご覧ください。

〔外部評価委員会による外部評価の流れ〕

令和3年度		令和4年度		令和5年度
・所管が事業を実施	→	・所管が施策・事業を自己評価 →外部評価委員による外部評価 →外部評価を踏まえて所管が対処方針を示す	→	・所管が対処方針に基づく取組を実施

〈施策評価〉

施策１　災害に強い防災まちづくり

施策目標（令和3年度の姿）	○区内の建築物の耐震化は大きく改善され、また、災害時に避難・救護の拠点となる震災救援所（区立小中学校等）周辺などの不燃化と木造住宅密集地域の不燃化対策が進み、倒れにくく燃えにくいまちづくりが進んでいます。 ○総合治水対策として、東京都の河川改修事業とともに、雨水貯留や雨水浸透などの雨水流出抑制対策が進んでいます。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】	【所管の対処結果（令和5年度実施結果）】
【施策内容への評価について】	○本施策はハード面の整備／改修によって防災性を高める事業がほとんどを占め、それなりのコストを要することに加えて、区民にも負担や労力を求める必要があることから、各事業の実施にあたっては区民の理解と協力が不可欠となっています。施策の成果は着実に上がってきていると評価できますが、施策に係る区の対応・努力、事務事業の進捗状況や課題等について、区民に対してさまざまな機会や媒体をとおして情報発信をしていっていただきたいと考えます。 ○所管による自己評価では、「今後の施策の方向性」が「拡充」となっていますが、成果をさらに上げていくことは良いとしても、どの部分にコスト増が必要なのかが「今後の進め方」の記載からは分かりません。何故に「拡充」なのかが分かるような記述が求められます。	○各事業の進捗状況や課題について、これまでも機会あるごとに広報や区ホームページ等を通じて区民周知を行ってきましたが、今後さらに工夫を図りながら情報発信に努めてまいります。 ○令和5年度から、老朽木造建築物の除却や不燃化建替えの助成対象地域を拡大することから「拡充」としています。今後、同様の理由による「拡充」等がある際には、その理由にも触れるようにします。	○各事業の情報発信について、総合震災訓練や防災まちづくりフェア、地域の防災イベントにて定期的な周知に努めております。また、助成対象地区については、まちづくりニュースや制度チラシ、GIS等を通じて制度周知を図っております。 ○令和6年度から不燃化特区の建替え促進助成を拡充するにあたって、その理由を「予算の方向性の理由・内容」欄に記載しました。
【評価表の記入方法などについての評価について】	○総事業費や単位当たりコストが大幅に増えている、もしくは減っている場合、その理由を評価表の特記事項にでも記載したほうが良いと考えます。計画値を見直した場合についても同様です。 ○活動指標・成果指標の設定根拠、活動指標と成果指標との連動性について説明がないと、指標の妥当性が判断できない場合が多々みられます。 ○「不燃化促進住宅」がいかなるものを指すのか、「耐震改修促進」については主な取組の件数と活動指標の件数との違いがどこからくるのか、「雨水浸透・貯留施設の設置個所数」という活動指標に対して実績値は雨水浸透ますのみの数字しか計上されていないのはなぜか等々、評価表では説明を欠いており、意味内容が判然としない記述が多くみられます。こうしたことのないよう、他者が理解しやすい記載内容になっているかを意識した記述をお願いしたいと考えます。	○総事業費や単位当たりコストの増減理由や計画値の見直しについて、特記事項に記載するようにします。 ○活動指標・成果指標の設定根拠や、活動指標と成果指標との連動性に関する妥当性について、わかりやすい説明をするようにします。 ○施策の目標、成果指標、活動指標、取組実績など、それらの意味内容や繋がりが伝わる記載を心掛けてまいります。	○執行率が90%未満の事務事業について、特記事項にその理由を記載しております。 ○事務事業評価にて、活動指標の目的や成果指標との連動性が伝わる記載を心がけました。 ○「不燃化促進住宅」がどういうものかを「事業の目的・目標」に記載しました。 ○「耐震改修促進」の主な取組と活動指標にある件数の相違について、評価表に説明を記載しました。 ○「雨水浸透・貯留施設の設置個所数」の活動指標を「雨水浸透施設設置助成戸数」に修正しました。
【施策を構成する事務事業についての意見について】	○整理番号354の「防災まちづくり①」の成果指標（１）「木造住宅密集地域の不燃領域率」については、ちょうど計画期間のはざまにあるということで、計画値も実績値も両方入っていませんが、少なくとも実績値は入れたほうが良いと思われます。併せて、新たな計画のもとでの目標値についても、区の実情を踏まえて設定しなおしたとのことであれば、その旨の記載もしていただきたいと考えます。 ○同じく「防災まちづくり①」の「不燃化助成」について、助成対象となる不燃化を求められるエリアとしてパンフレットの地図上で色付けされている部分の不燃化率がどの程度なのかを把握して、助成による成果が見えるようにしていく必要があるのではないでしょうか。 ○整理番号378の「耐震改修促進」については、計画値と実績値が大きく乖離しており、また、令和4年度からの計画値を大幅に見直している理由について、評価表に記載したほうが良いと思われます。 ○整理番号405の「水防対策」については、活動指標（１）「水防態勢の回数」と成果指標（１）「要望件数」が連動していると考えられるのか疑問があります。水防態勢は必要な時に100％しかれるべきであることからすると、回数よりは注意報などの発令時に水防態勢を取った割合を活動指標としたほうが良いのではないかとも考えられますが、いかがでしょうか。 ○整理番号406の「雨水流出抑制対策等工事助成」については、令和5年度の方針に記載があるように、助成件数は減少傾向にあり、加えて河川流域の豪雨対策計画改定によって目標対策量が増加したことにともない、グリーンインフラの考え方やシミュレーション技術による効果的な対策といった新たな視点による取組みが必要になっているとの認識は重要であると考えます。特にグリーンインフラの視点は、気候変動適応策としても重要であり、区としての適応計画における位置づけと併せて、しっかりと検討を進めていただきたいと思います。	○整理番号354の「防災まちづくり①」の成果指標（１）については、ご指摘の通り、旧総合計画では令和2年度までの事業計画としていたため、計画値・実績値ともに０の表記となりましたが、現総合計画で新たに目標値を掲げましたので、今後は実績値を記載します。 ○「防災まちづくり①」の「不燃化助成」について、助成対象地域において不燃化の状況は可能な限り把握するよう努めておりますが、助成の成果を見える化することは難しく、今後もどのような表現で成果を示せるか検討してまいります。 ○整理番号378の「耐震改修促進」については、令和3年度の計画値は、平成24年～平成33年の杉並区実行計画を策定するときに設定した計画値です。平成24年は、東日本大震災後で耐震診断・耐震改修件数もかなり多く、耐震化率も80.1％であったことから、目標達成のためその時の実績等をもとに設定したものです。令和4年度の計画値は、近年の実績や令和2年度末の耐震化率が92.0％であることから設定し直したもので、令和４年からの新たな杉並区実行計画で示しているものです。わかりやすく評価表へ記載します。 ○整理番号405の「水防対策」については、成果指標（１）「要望件数」を大雨・洪水等の注意報が発令された際に水防態勢を取った割合とします。 ○整理番号406の「雨水流出抑制対策等工事助成」の取組については、現在、グリーンインフラを活用したまちづくりを視点に加え、改定作業を進めている「杉並区まちづくり基本方針」なども踏まえ、今後、更なる促進に向けた検討を深めてまいります。	○整理番号354の「防災まちづくり①」の成果指標（１）について、令和６年度の事務事業評価にて、令和３年度の実績値を記載しました。 ○「防災まちづくり①」の「不燃化助成」について、助成による成果の示し方について検討しましたが、令和７年度末に現行制度が終了するため、以降の制度設計にあわせて成果指標の見直しを引き続き検討します。 ○「耐震改修促進」（整理番号378）については、計画値が変更になった理由を評価表に記載しました。 ○整理番号405の「水防対策」については、成果指標（1）「要望件数」を令和５年度の事務事業評価にて、「大雨・洪水等の注意報が発令された際に水防態勢を取った割合」としましたが、注意報等が発令された際に水防態勢をとることは100%であることを前提とした数値目標を定めることとしたことから、令和６年度の事務事業評価にて、成果指標を「大雨・洪水等の水害被害件数」としました。 ○整理番号406の「雨水流出抑制対策等工事助成」の取組については、「杉並区まちづくり基本方針」にグリーンインフラを活用したまちづくりを進めていくことを記載しました。また、令和6年度からグリーンインフラの活用に関する検討業務を実施していきます。

施策17　障害者の地域生活支援の充実

施策目標（令和3年度の姿）	○誰もが身近な地域で住み続けるために、障害の種別や程度に応じたきめ細かなサービスが提供できる相談・支援機能の拠点が整備されています。 ○住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、障害の種別や程度に応じた住まいが整備されています。 ○障害者の権利擁護の取組が推進され、差別や虐待がなく社会生活が円滑に営まれています。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】	【所管の対処結果（令和5年度実施結果）】
【施策内容への評価について】	○評価表より、施策は着実に進展していることが理解できます。一方、区民全体への普及、そしてコロナ禍の影響からの回復という点からはさらなる取組みが必要であると考えられました。 ○グループホーム数および定員が拡充している点は、評価できます。一方、なおグループホームが適切と考えられ希望している利用者が168名いること、グループホームの定員は419名であることが、ヒアリングで明らかになりました。276名の入居者は、希望者を含めた全体（444名）の62%であることを考慮し、ニーズと資源とのミスマッチの検討および一層の拡充を目標としていただきたいと考えます。 ○高次脳機能障害の社会復帰（183　生活リハビリ事業）における支援において、ヒアリングで区民（会社の同僚を含む）への周知（セミナー、リーフレット）であることが示されました。この点への取組みは重要であり、今後積極的な取組みが期待されます。また、この点について評価表には、記載がありませんが、是非記載していただきたいです。 ○いわゆる「ひきこもり」の方々、8050事例の方々への支援について、今後の見通しの中で、お示しいただきたいと考えます。	○令和4年度、今後の区の障害者施策を推進していく上での基礎資料として、障害者実態調査を実施しています。この調査結果を踏まえながら、コロナ禍収束後の事業展開やひきこもり、8050問題※1を含めた新たな課題への対応などについて検討を行い、施策に反映していきます。 ○障害者グループホームには他自治体居住者も入居可能であるため、周辺自治体からの入居者もおり、定員に対して全て区民利用者が入居できる状態ではありません。しかし一方で、空室があっても入居していない事例があります。この対応には、利用者が求めるサービス提供に応えられないなどのグループホームの人材確保による質の向上が必要となります。区では、グループホームの計画から開設までを総合的に支援する「障害者グループホームマッチングコーディネート事業」を開始しました。区として、利用者が安心して入居できるように質の向上をより強力に支援していきます。 ○高次脳機能障害※２の社会復帰に向けた支援として、現在は、普及啓発活動事業としての支援セミナー及び家族交流会の開催、また地域の支援ネットワークを作るため関係機関との連絡会を行っています。また、それらの機会を通して杉並版支援者向けハンドブックを作成中であり、今後はリーフレットと併せて区民や当事者家族へ配布するなどして、周知を進めていきます。 ※１　8050問題：高齢者の親とひきこもりの50歳代の子の世帯等が、支援につながらないまま孤立する問題 ※２　高次脳機能障害：頭部のけがや脳卒中などで脳に損傷を受けたことにより、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態	○令和4年度に実施した障害者実態調査の結果を踏まえながら、杉並区障害者施策推進計画の策定を行いました。 ○障害者グループホームマッチングコーディネート事業により、地権者と運営事業者の調整等を行うことで、令和5年度は15件のグループホームが整備され、精神障害者を対象とするグループホームに希望者が、待機することなく入所することが可能となりました。 ○事業の利用者や関係機関に向けてリーフレットの配布等の周知活動の積極的な実施により、令和5年度の高次脳機能障害者の相談件数は前年度の396件から668件に増加し、通所生活リハビリ事業利用者数は令和5年度には前年度比約1.7倍の15名利用がありました。また、高次脳機能障害の普及啓発のため支援セミナーを年2回開催し、令和4年度の71名を上回る91名の参加がありました。
【評価表の記入方法などについての評価について】	○整理番号185において、相談延べ件数が、前年度406件であったものが、3,400件でした。ヒアリングでは、前年度は他の窓口で行っていた相談も加わった数値であるとのことでしたが、この点については明示していただきたいです。この点を明らかにすることによって、ワンストップになったことによる相談件数の増大部分（割合）が明らかにされると考えます。 ○全般的に、前総合計画の施策指標を示しているため、数値の理解を妨げているものがありますが、このような場合は、その旨を注に記載する等対応を図っていただきたいと考えます。（施策全般　成果指標（１）、成果指標（２）等） ○ヒアリングによって明らかにされた取組みが複数見られましたが、このような点については、事業実績等の自由記載にぜひ加筆していただきたいと思います。	○整理番号185について、令和2年度までは福祉事務所が担当課となっていました。詳細な数値は把握していませんが、令和2年度以前も、障害者施策課において知的障害者からの相談は受けていたため、指標が単純比較できないことは特記事項等に記載したところですが、今後は、より分かりやすい記載となるよう努めてまいります。なお、相談体制の見直しにより、これまで複数回相談していたのが1回で済むなど回数の減となることもあるため、相談件数をもってワンストップの効果を測ることは困難と考えます。 ○今年度の行政評価は、令和3年度実績を確認するとともに、前総合計画の達成状況を把握することを主目的にしているものと認識しています。今後の行政評価については、総合計画等が改定されたことに伴い、成果指標等を適時見直すことにより、施策の進捗状況を適切に把握していくこととします。 ○今後、事務事業評価表には、主たる取組だけでなく、当該年度に実施した取組を網羅的に記載していきます。	○整理番号185については、知的障害者の相談件数について令和３年度に算定方法を見直したことで目標値と結果に大きな乖離が発生し、その事にご指摘を受けたものです。その後、本項目の算定方法は変更していませんが、今後、こうした見直しを行う場合には、特記事項欄に丁寧な説明を記載することで適正な評価のための説明が行えるよう努めます。 その他の指標に関しても、総合計画・実行計画の改定に合わせ、施策の進捗状況がわかるよう必要な数値を設定しました。また、事務事業評価表には主たる取組だけでなく、「障害特性に合わせたデジタルデバイド対策の講座の取組」などの新たに取り組んだ内容についても記載するよう努めました。
【施策を構成する事務事業についての意見について】	○「183　生活リハビリ事業」において、令和2年度、令和3年度において、数値は少しづつ回復しているものの、コロナ禍であるからこそ、生活相談のニーズが増大する可能性も考慮し、アウトリーチ（機関からの働きかけ）等について検討していただきたいと考えます。 ○「177　在宅レスパイト訪問看護事業」については、利用者29名、利用回数266回と示されており、一人平均10回の利用でした。質疑では、在宅重症心身障害児（者）は193名、ヒアリングでは、年間96回が上限であるとのことでした。この点から、利用者は、全体の15%に留まり、全利用回数についても非常に少ないと判断されます。この点について、要因の所在を明らかにし、広報等を含めた対策を検討していただきたいと考えます。	○整理番号183について、現在も入院中の訪問や家庭への訪問など出向いての相談支援も行っておりますが、対象者の状況に合わせたアウトリーチ※3支援を一層充実させていきます。 ○整理番号177について、在宅重症心身障害児者の中には、本事業だけでなく、通所等のサービスを利用することにより介護者のレスパイト※4が可能となっている場合もあります。令和4年度からは、就労支援を理由とした利用もできることになったことから、本事業の利用者は増加傾向にあります。引き続き事業の周知に努めるとともに、学校等への付き添いにも利用を可能とするなど事業の充実について検討していきます。 ※３　アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず、届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報、支援を届けること ※４　レスパイト：重症心身障害児（者）等の家族の病気や事故などで一時的に介護ができない場合、一定時間ケアを代替し、家族の休養を図ること	○リハビリテーション病院や介護保険のケアマネジャーなど関係機関への周知活動により、相談件数は令和4年度396件から令和5年度668件に増えました。また、相談対象者の状況に応じた訪問等による支援の充実に努めました。 ○整理番号177については、事業の周知啓発に取り組んだことや令和5年度から医療的ケア児等コーディネーターを配置した結果、令和4年度の利用者数29名、利用回数266回から利用者数48人、利用回数718回に増加しました。

施策21　子育てセーフティネットの充実

施策目標 （令和3年度 の姿）	○子育てや健康、就労などのきめ細やかな支援の仕組みが整い、ひとり親家庭が個々の状況に応じて自立した生活を送ることができています。 ○関係機関とのきめ細かな支援のネットワークが整備され、未然防止を含む児童虐待対策が迅速・的確に実施できています。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】	【所管の対処結果（令和５年度実施結果）】
【施策内容への評価について】	○児童虐待の防止やひとり親家庭の支援を通じて「子育てセーフテイネットの充実」を図ることは重要です。問題は、この目標の達成のため必要な施策となっているか、事務事業の構成はこれで十分かです。就労支援をするならば就労率を高めると同時に収入増を図れる施策が必要です。また、マイナスの事態の減少をするには、既に実施している虐待などへの事態対応以外に未然に抑止できる相談や要因分析（リスク）を更に強化することが重要であり、多忙な中でも相談業務などの情報・データの活用を図ることを検討していただきたいと考えます。 【施策の総括評価に対する評価】 ○児童虐待対応件数が増加したことは成果なのか、状況悪化なのかは潜在的な児童虐待数を把握しないと区の対応が前進したかは判断できません。重要なことは潜在的なリスクを事前に防止し、顕在化した虐待を早く対応解決することです。さらにセーフテイネットの充実で子育て世帯の増加が図れることが区の政策として重要です。	○相談業務などの情報・データの活用の重要性は認識しているところです。これまでも、相談業務等の情報から、児童虐待の未然防止には子育ての負担感の軽減や孤立しないための子育て支援策が有効と分析しており、新たな事業の実施や拡充につなげています。ひとり親家庭の支援については、令和２年度にひとり親家庭実態調査を実施しており、こうしたデータを活用し、必要な支援の構築につなげています。 【施策の総括評価に対する評価について】 ○潜在的なリスクの事前防止と顕在化した虐待の早期対応は、重要であると考えており、相談内容や関係機関等の情報から、支援が必要な家庭の把握にこれまで以上に取り組むとともに、発見した場合には、速やかに対応していきます。 ○子育てセーフティネットの充実が、子育て世帯の増加に直接影響するとは考えていませんが、子どもが安全に育つ環境づくりに努めていきたいと考えています。	○ひとり親家庭実態調査から、ひとり親支援の情報入手先の割合が区ホームページやソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）が高かったことから、情報提供の仕組みについて検討し、デジタル技術を活用したひとり親家庭支援制度を周知するシステムを、令和6年度に導入することとしました。 また、養育費確保支援事業については、相談者への対応とともに公証役場や保証会社、裁判外紛争解決手続（ADR）事業者に対しての事業周知に努めた結果、前年度を超える助成件数につながりました。 【施策の総括評価に対する評価について】 ○より区民にとっての身近な地域に地域型子ども家庭支援センター3か所を整備したことにより、区民等からの通告や関係機関からの相談に迅速に対応し、速やかに子どもの安全確認を行うことが可能になりました。また、要保護児童対策地域協議会の取り組みとして、関係機関への児童虐待対応研修について、集合研修に加え巡回型も実施し、児童虐待に関する知識及び対応力を高めるとともに、関係機関との連携強化を図りました。
【評価表の記入方法などについての評価について】	○ひとり親家庭への支援や未然防止を含む児童虐待対策が施策目標ならば、それに見合った指標が適切です。子育て世帯全体の指標を成果指標にするのは子育て政策全体の指標ならば適切ですが、対象集団が限定されている場合には集団にあった指標を設定することが重要です。新型コロナの影響は需要やサービス量が減る場合と増える場合があり、両者の区分が分析に必要です。	○指標につきましては、対象集団に合ったものが重要と考えており、今後の評価指標の設定は、これを踏まえたものといたします。	○杉並区実行計画改定に合わせ、施策指標を見直しました。 旧指標：子育てを楽しいと感じる人の割合 新指標：児童虐待に関する相談・通告対応率
【施策を構成する事務事業についての意見について】	○児童虐待対策（236）では、未就園児等の調査の減少により新規受理件数が前年度を下回ったと記載されていますが、この意味するところが区民にはわかりにくいです。コロナの影響なのか不明です。 ○（238）のひとり親家庭支援のうち就労の訓練給付金は10件と少ないですが、その理由は何でしょうか。より良い勤務条件になったことを確認しているのでしょうか。 ○（239）の児童扶養手当にかかる現況届の回収率は低下していますが、目標の100%でなく9割で十分なのでしょうか。	○児童虐待対策（236）の新規受理件数の減少については、コロナ禍における外出自粛の緩和により、居所不明の要保護児童が減少したことによります。今後、事務事業評価の作成に当たっては、区民にとって分かりやすい表現に努めます。 ○238のひとり親家庭支援のうち、就労訓練給付金の実績が減少傾向にあることは課題であり、これまでも周知に努めてまいりましたが、当事業がより有効に活用されるよう、他自治体の取組なども参考に情報提供の仕組みを検討していきます。また、資格取得後及び教育訓練終了後の就職状況を確認し、必要なアドバイスを行うなどの取組を行っています。今後は、安定的な生活が継続できるよう、一定期間経過後に改めて状況を確認し必要な支援を行うなどの方策を検討していきます。 ○239の児童扶養手当にかかる現況届については、未提出者へは定期的な催告を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して提出を求めていますが、引き続き、100%を目指して回収に努めてまいります。	○236の児童虐待対策の事務事業評価作成にあたっては、評価表の様式が変わり指摘のあった項目はなくなりましたが、評価表全体において、区民にわかりやすい表現に努めました。 ○238のひとり親家庭支援のうち、就労訓練給付金の申請件数の減少傾向は、国の事業のため対象講座や資格が定められており、相談者の想定通りの利用が難しい場合があることと、事業自体を知らないひとり親が一定数いるためと認識していることから、必要な支援につながるよう、児童育成手当の資格更新の際に就労支援事業等の案内を同封し、制度の啓発に努めました。 また、就労支援においては、資格取得及び教育訓練終了者を含む自立支援プログラム策定にて設定した目標を達成したひとり親に対し、一定期間経過後に改めて状況を確認し必要な支援を行うアフターケアを開始し、安定した就労への定着及び収入増に向けた転職活動への支援の強化を図りました。 ○239の児童扶養手当にかかる現況届については、毎年回収率が9割以上と高く、支給対象者への手当が適切に支給されているものと認識しています。未提出者に対しては、定期的な催告を行っているところですが、今後は可能な限り電子申請も活用し、受給者の利便性と効率的な手続きを確保できるように改善していき、一層回収率を高めていきます。

施策27　学校教育環境の整備・充実

施策目標 （令和3年度の姿）	○安全で良好な学習環境が整備された学校で、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送っています。 ○学校の図書環境が充実して、子どもたちが本と触れあう機会と仕組みが整備され、子どもたちの読書活動が活発になっています。 ○電子黒板とタブレット端末により、動画やカラー画像など、多彩で魅力的なデジタル教材の利用ができる環境が整備されています。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】	【所管の対処結果（令和5年度実施結果）】
【施策内容への評価について】	①施策評価表Ⅰの成果指標(4)で「学校図書館の年間平均貸出冊数(児童・生徒一人当たり)(中学校)があり、令和3年度で計画15冊に対し、実績が11.2冊で、かつ、令和2年度の実績12冊より下回っているにもかかわらずその原因分析、対策の記述がありません。(小学校の方は、令和3年度で実績が計画値より上回り、かつ、令和2年度より、実績値ベースで伸びています。)事業評価表（１）整理番号477でも、「中学校では、令和2年度の目標14.5冊から令和３年度の15冊へ目標値が上がった中で、前年度と同数の学校が目標冊数を達成しました。」との記載で、目標未達の原因分析、対策について記載がありません。原因分析等について記載すべきと思われます。 ②施策の総括評価(平成24年度～令和3年度)については、記載された3つの指標について、着実に実績が向上している点が評価できますが、中学校の図書館の平均貸出冊数については、目標値を下回っているため、その総括の記載が必要と思われます。	①中学校の学校図書館の年間平均貸出冊数(児童・生徒一人当たり）については、ご指摘のとおり、目標未達成の原因分析や対策について、記述すべきでした。貸出冊数が伸びた学校よりも、減り幅が大きい学校が多かったため、前年度よりも減となっています。冊数の目標未達成については、主に朝読書の実施の有無、授業での学校図書館の活用度合や教員の生徒への働きかけ、生徒間の情報交換の機会の頻度などが原因としてあります。コロナ禍で貸出冊数制限を緩和していたのを、元の冊数に戻した学校が複数校あったことも原因の一つと考えられます。対策として、学校への朝読書の働きかけを積極的に行い、読書イベントの具体例を学校間で共有したり、学校図書館の授業活用を活性化したりするよう促していきます。 ②中学校の図書館の平均貸出冊数は、この3年間、目標値を達成することができておりません。読書以外に中学生の興味関心をひく様々なことがある中で、冊数が急激には落ちなかったことは、上記①の取組が一定程度は効果を上げたと考えています。しかし、現状の取組以上の対策が必要と認識しており、読書の質の向上や、幅広い分野の「読書」という点でも、学校図書館の活用と読書指導にさらに力を入れてまいります。	【施策内容への評価について】 　①中学生の学校図書館の年間平均貸出冊数(生徒一人当たり）については、令和５年度は０．３冊増加しました。学校司書間の読書啓発についての情報共有が進み、朝読書活動の通年化、学級文庫の設置、図書委員会イベントの充実などが効果を挙げました。 　②中学生の学校図書館活用促進のため、新刊図書や、探究学習のための資料の検討、私立中高図書館の見学等を、学校司書の研修等で取り上げ、各学校で生かしました。
【評価表の記入方法などについての評価について】	【指標の適切性について】 ①施策評価表Ⅰの成果指標(2)で「児童・生徒用端末1台当たりの児童・生徒数」があり、令和２年度の段階で一人1台が実現しており、令和3年も計画、実績とも一人1台で、令和4年も一人１台の計画となっておりますが、すでに令和2年度で一人1台は達成しているので、内容の充実等の次の段階の目標に変更していくべきと思われます。 ②教職員用パソコンの配備台数が、活動指標と成果指標の両方に設定されていますが、各教職員について、1台パソコンが配備されている中、,教職員用パソコン配備台数の目標値の設定は意味がないと思われます。 ③情報教育の推進に関する活動指標(2)の「教育用パソコン1台当たりの児童・生徒数」目標、実績とも2.5人との記載について、「教育用パソコン」は、主にコンピュータ室に置かれたパソコンを指し、現在は、児童・生徒に一人1台タブレットが配備されているため、2.5人とは誤った情報であるとのことなので、当該情報は評価表から削除すべきと思われます。 ④教職員の研修に関する成果指標(1)で「ICT活用研修に対する参加・出席教職員の肯定率」（4段階の上位2位までの率）が設定されており、令和元年から3年まで、計画、実績とも100%となっています。ICT活用研修自体については、時代の流れで、否定する意見は少ないと思われ、より研修自体の向上を目指した新たな指標も設定すべき段階にきていると思われます。 ⑤学校司書配置校数などの活動指標で、計画比100%がほぼ決まっている指標について、より個別な課題などに対する努力目標的な活動指標の設定を検討すべきと思われます。 ⑥教職員のICT研修について、教職員のICTスキルを区全体で計画性をもって向上させるため、毎年、どのくらいの人にどのような研修を受講してもらうか等の研修の活動目標を設定するのは有用と思われます。	【指標の適切性について】 ①児童・生徒用端末１台当たりの児童・生徒数については、ご指摘のとおり、令和２年度に一人一台の配備を達成しています。この間の取組を通じて、タブレットの活用の成果が確実に出てきていることから、委員のご意見を踏まえ、今後の充実の方向性を検討し、次の段階の目標への変更に向けて指標を見直してまいります。 ②、③の教職員用パソコンの配備台数や教育用パソコンの目標値、台数の設定についても、①の指標を見直す際に改めて見直してまいります。 ④研修に対する参加者の肯定率については、全ての教員・教育関係者のニーズに応じた内容が提供できているかを測るために、引き続き指標として設定していきたいと考えます。 　なお、事業の目的が「教員等のＩＣＴを効果的に活用した指導力の習得」であることから、ご指摘のとおり研修自体の向上を測ることができる指標に加え、教員等が研修を通して身に付けた指導力を授業において効果的に活用できているかを測る指標も必要であると考えます。 　当該事業の成果を測るための適切な指標については、現在も学校へ定期的に行っている日常の授業等における児童・生徒1人1台タブレット端末の活用状況、また導入している学習支援ツール等の活用状況の調査も参考にしながら、検討してまいります。 ⑤学校司書配置校数については、対外的に杉並区の学校図書館活動の充実度を表す数値であり、今後も100%配置を継続していくことの表明でもありますが、今後の活動指標は「杉並区子ども読書活動推進計画」に掲げている小・中学生の未読者の割合（数値目標は平成28年度実績の3割減）に変更します。 ⑤維持管理費については、小学校と中学校の維持管理事業があり、同じ指標を定めています。機械警備実施数を活動指標にしており、小学校は令和4年度に全校実施となりましたが、中学校ははまだ1校を残し完了していませんので、この指標は継続したいと考えています。しかし、近い将来、中学校も全校実施となる見込みなので、新たな指標を検討してまいります。 ⑤改修工事実施校数、改修工事実施割合については、予算見積の段階で改修工事の必要性等を精査し、改修工事実施校を決定していることから、適切な指標であると考えます。今後も、施設の機能や教育環境の維持・向上を目指し改修工事を実施してまいります。	【指標の適切性について】 　④・⑥令和５年度はこれまでの集合型研修から指導主事等による訪問型要請研修やオンラインでの研修受講・研修動画配信を中心に切り替えた最初の年度でした。研修の参加人数や動画の視聴回数を把握していますが、どのような指標として定める事が適切かについては、訪問型要請研修の実施状況や教員からの受講アンケート等を元に引き続き協議してまいります。 　⑤指標については見直しを行い、学校司書配置校数の他に、学校司書や教員を対象とした学校図書館研修回数を追加しました。

		⑤空調設備整備についても、小学校と中学校の整備事業がありますが、特別教室と体育館の整備については、令和3年度をもって完了しました。新たに給食室の整備を進めていますので、これを指標としたいと考えています。 ⑥済美教育センターでは今後、従来の集合型研修から教員個々の希望やICT活用習熟度に応じた研修を充実していく方針です。その一環として、オンラインでの研修受講や研修動画配信など、教員がいつでも希望する研修を受講可能な様に研修形態を展開していくことを検討しています。 また教員免許更新制の廃止に伴い、国や都が実施した研修を含め、学校管理職による教員ごとの研修の記録作成が義務付けられました。その記録を基に教員が受講したICT研修を把握する事も目標管理の手段の一つとして考えられます。 そのような状況を踏まえ、研修シラバスを中心として今後の研修プランを策定し、適正な目標管理に向け協議してまいります。	
【施策を構成する事務事業についての意見について】	○約3万台のタブレットの保守業務を今年度まで入札をせず、業者を指定して行ってきたとのことですが、コスト削減を目指し入札方式に変更すべきと思われます。	○児童・生徒用タブレット端末の保守は機器の単純な修理のみでなく、新たなソフトウェア導入やアップデートの適用作業、障害事象が発生した際の状況調査やそれに基づく対処など、運用面での保守を実施します。履行にあたっては、保守業者に対して区のネットワーク環境やシステム環境を開示することになりますが、参入業者が多くなればこれらの情報を多くの業者が把握していることとなり、過度な情報の開示はセキュリティリスクになり得ます。 　現状、タブレットの保守については、端末の導入時期の違いから、２つの業者が携わっています。契約更新の際に、２社での見積もり競争を実施した上で、両者の履行内容や費用を比較検討することにより、業者側にもご指摘のように費用や時間の削減を促すことができると考えております。	○児童・生徒用タブレット端末の保守は昨年度の対処方針に記載させていただきましたとおり、機器の単純な修理のみでないことから、入札の実施は引き続き難しいと考えております。 　令和5年度の契約更新の際に、令和4年度以前から保守業務を行っている２社から見積を徴取し、見積競争を実施しました。

施策32　地域住民活動の支援と地域人材の育成

施策目標 （令和3年度の姿）	○地域住民や町会・自治会をはじめとする地域活動団体間の協働により、地域の課題は区民が自ら考え解決していく「自治型コミュニティ」の形成が進んでいます。 ○協働事業の推進により、区と地域活動団体間、あるいは地域活動団体間の相互のネットワークが形成され、地域課題を解決するための「協働の輪」が拡がっています。また、NPOの活動に対する区民の理解が深まり、NPO支援基金への寄附が増加するなど、活動しやすい環境が整ってきています。 ○地域社会に貢献する人材や、協働の担い手となる人材が育ってきています。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】	【所管の対処結果（令和5年度実施結果）】
【施策内容への評価について】	○令和3年度の施策評価に関しては、地域拠点の整備は概ね計画通り実施されているものの、成果指標として設定されている「町会・自治会加入率」「NPO支援基金への寄附件数」は目標未達、「すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率」は実績としては目標をクリアしている数値となっていますが、区の要請に応じた活動も実績に含まれているとのことから、実質的にクリアできているか判断できません。 本年度の施策全体の評価としては、目標の達成状況から、特にソフト面での成果が十分に上がっているとはいえません。 ○施策の総括評価に関しても、主要指標としている上記３指標の10年間の実績から、施策全体の成果が上がっているとはいいがたいです。 ○施策の４本柱とされている取組に関しては、以下のとおりです。 ①「地域住民活動への支援」の主活動である町会・自治会支援に関しては、加入率は年々減少し、23区平均に比べても約10%低い状況にあります。近年、高齢化や関心の低下、プライバシーへの配慮等、町会・自治会を取り巻く環境は大きく変化しており、自治型コミュニティの形成を進めるツールとしての町会・自治会の在り方を、抜本的に見直す時期にあるのではないでしょうか。 ②「NPO等の活動支援」として実施している協働提案事業については、区が取組が進まない要因として認識している区職員の意識の問題について、当該施策の根幹に関わる課題としてしっかり捉えて対応する必要があります。 ③「地域人材の育成」については、区の要請に因らない区民の自主的な活動が推進されるよう見直しが必要ではないでしょうか。 ④地域活動の拠点とする施設については、全体像が見えにくいです。整備・運営状況とあわせて、利便性の観点からも施設の全体像等の情報について、区民にわかりやすく提供していただきたいです。	○3つの成果指標のうち、2つが目標達成に至らなかったことは重く受け止めており、町会・自治会活動の周知・PRやすぎなみ協働プラザと連携したNPO支援基金の普及・啓発など、ご指摘のソフト面での対策に一層力を入れていく考えです。なお、目標を達成した成果指標「すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率」については、従来から実践コース修了者数を分母として算出しているため、その旨を評価表に明記します。 ①について、地域の自主的組織である町会・自治会に対するご指摘は、杉並区町会連合会理事会の場で共有し、町会・自治会の加入促進と活性化に向けた自主的な取組と区の支援のあり方等を意見交換していきます。 ②について、令和3年度以降は、毎年協働提案事業を採択しており、引き続き、人材育成部門と連携し、職員の意識向上を図っていきます。 ③について、すぎなみ地域大学では、区のボランティアとして活動できる実践コースと地域活動のきっかけをつくる基礎コースの講座を実施しており、今後もこれらの取組を通して、区民の自主的な活動の推進につなげていきます。 ④について、改めて、地域区民センター及びコミュニティふらっとを核とした地域活動の拠点となる施設の役割・内容等を精査の上、区のホームページ等を通じた情報提供の実現に努めていきます。	①について、町会・自治会への加入促進を図るために、杉並区町会連合会との協働により、新たに町会・自治会の活動を紹介する動画を制作しました。加えて今後は、従前の支援事業を行うとともに、杉並区町会連合会常任理事会における協議を踏まえた新たな支援等も取り入れ、地域活動の活性化を図っていきます。 ②について、令和３年度と４年度に採択した事業を実施するとともに、令和5年度も新たな協働提案事業を採択しました。引き続き、人材育成部門と連携して職員の意識向上を図っていきます。 ③について「地域人材の育成」については、「地域大学基礎コース」において地域活動参加へのきっかけ作りや、自身が地域の課題を見つめなおすなど、区民の自主的な活動に繋がるよう支援する講座を実施しました。今後も区の要請にのみ偏ることなく、区民の地域活動への気運を醸成できるような講座の検討を継続していきます。 ④について、令和５年１２月に「集会施設の利用促進に関する検討会」を設置し、利用種目の見直しや飲食ルールの変更など、様々な検討を続けています。ホームページのリニューアルについては、令和６年６月に案を作成しました。今後、イラストを盛り込むなどして、年度内に更新ができるよう作業を進めていきます。
【評価表の記入方法などについての評価について】	○個々の事務事業の評価にとどまり、施策全体の評価がなされていません。 ○評価表の記載内容では説明が不足し、正確な情報を把握できない事業が散見されました。評価表だけで評価内容が正確に把握できるよう、区民の視点に立って、丁寧な記載を心がけていただきたいです。	○令和４年度を始期とする改定後の計画では、施策の成果指標として「地域活動に参加している区民の割合」を設定しました。今後は、この指標のもと、施策全体を評価するよう取り組んでまいります。 ○ご指摘を踏まえ、今後の評価票の作成に当たっては、区民の視点に立ち、より丁寧かつわかりやすい記載となるよう心がけていきます。	○施策全体を評価する成果指標として、「地域活動に参加している区民の割合」を新たに設定しました。 ○評価票の作成に際しては、引き続き、区民の視点に立ち、丁寧かつわかりやすい記載に留意していきます。
【施策を構成する事務事業についての意見について】	○【整理番号058】_地域住民活動支援 町会・自治会加入率について、実績は減少しているにもかかわらず、目標値は年々上方修正されています。今後も加入率を成果指標とする場合は、目標値に関して、設定根拠を明確にするとともに、外部要因等を踏まえて見直すことが必要です。 ○【整理番号060】_NPO等活動支援 すぎなみ地域コムに関して、評価がなされていません。活動を指標化し評価を改善につなげていただきたいです。 協働提案事業については、職員の意識改革を図り、NPO等の活動支援となるよう有効に活用していただきたいです。 ○【整理番号061】_地域人材育成 すぎなみ地域大学講座修了者の定義が不明であり、的確な説明が必要です。修了者の活動実績には区からの要請への対応も含まれているとのことから、自治の観点から区民の自主的な活動を測る指標への見直しが必要です。 ○【整理番号062】_公共施設予約システム アンケートに寄せられた区民の声を最大限に活用していただきたいです。	○整理番号058「地域住民活動支援」の成果指標である「町会・自治会加入率」について、現状を踏まえ、適切な目標値を設定するとともに、設定根拠を記載するようにいたします。また、当該事務事業は町会・自治会の支援のみを行うものではないため、より適切な指標の設定について併せて検討していきます。 ○整理番号060「NPO等活動支援」について、「すぎなみ地域コム」は、「評価と課題」欄で触れていますが、今後の評価に当たっては、より的確な評価となるよう、検討していきます。なお、協働提案事業については、前述のとおり、人材育成部門との連携により、職員の意識向上を図っていきます。 ○整理番号061「地域人材育成」の指標の定義が不明であり、的確な説明が必要であるというご指摘については、前述の【施策への評価について】の対処方針のとおり、評価表に明記します。 なお、現在、すぎなみ地域大学は、前述のとおり区のボランティアとして活動できる「実践コース」の講座を中心に展開しています。委員からご指摘のありました「区民の自主的な活動を測る指標への見直し」につきましては、今後、地域活動のきっかけをつくる「基礎コース」を含めた講座の充実等を検討する場合に、併せて指標の検討もしてまいります。 ○整理番号062「公共施設予約システム」について、令和6年度のシステム更新に向けたアンケートで寄せられた「スマートフォンに対応した仕様」や「予約及び抽選申込み画面の改善」等の要望を可能な限り反映させていく考えです。	○整理番号058「地域住民活動支援」について、当該事業を評価する指標として、「町会・自治会加入率」から「地域活動に参加している区民の割合」に変更しました。 ○整理番号060「ＮＰＯ等活動支援」について、「すぎなみ地域コム」に関して、当面はすぎなみ地域コムへの登録団体の増加を図ることで当該サイトの認知度を上げていくため、事務事業評価シート上の取組成果欄に登録団体数を示しながら評価を行います。また、協働提案事業については、前述のとおり、職員の意識向上を引き続き図っていきます。 ○整理番号061「地域人材育成」について修了者の定義が不明との指摘があり評価表に明記することとしました。修了後の「区民の自主的な活動を図る指標への見直し」について地域活動への気運醸成を目的とした「地域大学基礎コース」の内容をより充実させていく中で明確な指標についても検討していきます。 ○整理番号062「公共施設予約システム」について、令和５年度に再構築業務の受託事業者を公募型プロポーザル方式で選定しました。事業者公募の際、利用者アンケートを踏まえて作成した要求仕様書を示し、審査を行っています。令和６年２月に委託契約を締結し、令和７年３月の一次リリースに向けてシステム開発を行っています。

〈事務事業評価（施策を構成しない事務事業）〉
選挙に関する常時啓発活動（No.48）

事業の目的・目標	〇明るい選挙の推進と政治意識の高揚を図る。 〇投票率の向上を目指す。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】	【所管の対処結果（令和5年度実施結果）】
【事業内容への評価】	〇杉並区の投票率は、令和3年の都議会選挙及び参議院選挙において、全国・東京都の投票率を上回っており、コロナ禍にあっての啓発活動としては機能していると判断できます。 〇区が課題とする若年層への啓発について、他自治体の取組を参考にしつつ、直接的な若年層への働きかけだけでなく、杉並区の強みを活かした活動という観点でも検討されてはどうでしょうか。例えば、子育て世代への取組は家庭での主権者教育等により若年層への啓発にもつながるのではないでしょうか。 〇選挙サポーターによる啓発活動について、選挙時にとらわれず、常時啓発活動への参加を働きかけてはどうでしょうか。 〇投票所における視覚・聴覚の不自由な方への対応について、今後もそうした方々の声に耳を傾けて対応いただきたいです。	〇区が課題とする若年層への啓発に力を入れていきます。特にＳＮＳを活用した啓発活動は、直接的な若年層への働きかけだけでなく、拡散による間接的な働きかけになると考えます。このような考えから、令和4年の杉並区長選挙では区公式ユーチューブを使用して現役高校生にいかに簡単に投票ができるかを体験する動画を広報課と協力して作成しました。今後も、若年層に向けた啓発活動の更なる充実について検討してまいります。 〇選挙サポーターによる啓発活動について、選挙時にとらわれず、常時啓発活動として行っているポスターコンクール審査会や模擬投票・出前授業への参加を呼びかけてまいります。 〇投票所における視覚・聴覚の不自由な方への対応については、新たに導入する視覚障害者用調光式ライトのように、障害者の声をしっかり聞き、政策に生かしていきます。	〇令和５年11月に開催された「すぎなみフェスタ」にて、選挙啓発や家庭での主権者教育のきっかけづくりとして、親子連れの来場者を対象に、総務省作成「選挙のまちがいさがし」と投票用紙と同じ材質の迷子札を配布しました。また、令和６年１月に開催された「二十歳のつどい」にて、選挙啓発キャラクター「めいすいくん」の着ぐるみを展示しフォトスポットとしたほか、ポスター掲示板を再利用し令和６年７月執行予定の東京都知事選挙の周知を行うなど、若年層への啓発活動を行いました。 〇選挙サポーターによる啓発活動について、常時啓発活動として行っているポスターコンクール審査会への参加を選挙サポーター45名に呼び掛け、その内１名に参加していただきました。 〇投票所における視覚・聴覚の不自由な方への対応について、杉並区視覚障害者福祉協会からの要望を受け、令和５年４月執行の杉並区議会議員選挙から調光式記載台照明（光量を３段階で調光できる照明）を各投票所の特別記載台及び車いす用記載台に設置しました。そのほか、従来投票所に備えていた点字器・コミュニケーションボードに加え、新たに選挙支援カードを各投票所に送付し、障害のある方も投票しやすい環境を整備しました。また、杉並区議会議員選挙後も、次年度への投票環境の向上に向けて、障害者団体との意見交換を継続的に実施しました。
【評価表の記入方法などについての評価】	〇評価にあたって、活動指標・成果指標が活用されていません。 評価の際は、活動指標・成果指標の実績をもとに、目標達成状況を数値で示すことにより、評価の根拠を明らかにした上で、評価を実施することが必要です。	〇活動指標及び成果指標の目標値が適切に設定できていないため、今後は前年度等の実績を参考にし、目標値を見直します。	〇行政評価制度の見直しにより当該事業は簡易評価の対象となったため、活動指標及び成果指標の設定は不要となりました。

監査委員・事務局の運営（No.51）

事業の目的・目標	○区の財務会計及び事務執行について、公正かつ効果的に各種監査を実施し、区民から信頼される区政の実現を目指す。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】	【所管の対処結果（令和５年度実施結果）】
【事業内容への評価】	○当年度の事務事業内容について、特に問題となる気づき事項はございませんでした。なお、監査委員会事務局メンバーの監査スキルの向上は、地方自治体での全般的な課題となっていますが、杉並区の監査委員事務局が監査スキル向上のために実施している研修等の取組について、事務事業評価表の記載からは読み取れないため、こうした取組の活動指標への設定を検討すると良いと思われます。	○杉並区監査委員監査基準第7条第2項で、「監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が監査基準に則って遂行されるよう、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする」と規定しており、監査委員事務局職員の監査スキル向上の必要性は十分認識しています。 そのため、監査委員事務局では、代表監査委員や事務局職員によるＯＪＴを実施し、また、定期的に事務局内でミーティングを実施し、監査に関する知識・情報の共有化を図っています。加えて、特別区監査委員協議会、城西地区監査委員協議会、全都道府県監査委員協議会連合会、日本経営協会等が実施する研修を受講しています。 以上のような監査委員事務局職員の監査スキル向上のための取組は、既に定着したものであり、今後も継続的に実施するものです。これを改めて活動指標とすることが適当か検討いたします。	○監査委員事務局職員の監査スキル向上のための取組について、活動指標とするか検討しましたが、行政評価制度の見直しに伴い、令和５年度から、事業評価区分が「一般」から「その他簡易な評価」に変更されたため、活動指標の設定が不要となりました。 なお、監査委員事務局職員の監査スキル向上のための取組は、令和５年度以降も、継続的に実施しています。
【評価表の記入方法などについての評価】	○「監査委員会議開催回数」が活動目標(2)として設定されていますが、計画回数と実績値の差異は、住民監査請求数等によって生じるもので、差異があると何か問題であるといったものでないため、活動目標の対象としては、あまり有意性がないので、活動目標の見直しを検討すべきと思われます。 ○成果指標(2)の「指摘、注意及び意見・要望事項の件数」の計画値が令和2、3年ともゼロとなっており、実績値はそれぞれ32件となっておりますが、計画値がゼロというのは現実的な数値ではなく、計画値と実績値の差異からの有意な分析ができないため、前年までの実績値などを参考に今年度の計画値を設定し、計画値と実績値の差異からより有意な課題等の抽出がえられるよう検討すべきと思われます。	○活動指標（２）「監査委員会議開催回数」について これに代わる指標としては、「監査の質の向上」が考えられますが、数値の設定が困難です。 ○成果指標（２）「指摘、注意及び意見・要望事項の件数」について 当該件数については、「０」であることが望ましいことから、従来から計画値を「０」と設定しています。 指摘や注意の多くは、法律や区が自ら定立した規範・ルールを逸脱したことが原因です。 ルールを守ることは当たり前のことであり、「０」以外の計画値を設定することは、「現実的」かもしれませんが、ルール逸脱をある程度容認することとなり、監査委員としては採ることができないものです。	

体育施設の維持管理（No.112）

事業の目的・目標	○施設を常に良好な状態に保ち、すべての区民にスポーツ活動の場を提供する。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】	【所管の対処結果（令和5年度実施結果）】
【事業内容への評価】	○活動指標である延べ利用者数の実績が計画値を上回っている点は評価できますが、おそらくコロナ禍の影響もあり、令和元年度実績に比べると、いまだ回復しきってはいない状況です。令和４年度の計画値（1,500,000人）の達成状況を注視するとともに、同年度から新たに導入した体育施設の３グループ化の効果や課題を検証して、今後の効果的・効率的で区民ニーズに対応した施設運営につなげていっていただきたいと思います。	○令和4年度の指定管理者による各体育施設の運営は、総じて円滑に行われており、令和4年度の延べ利用者数は計画値の達成が見込める状況で推移（令和4年12月末現在で約113万8千人）しています。引き続き、こうした運営状況を注視するとともに、現在、全庁的に進めている指定管理者制度の検証の中で、ご指摘の効果や課題、今後の対応などを取りまとめていきます。	○区が令和5年度に行った指定管理者制度の検証の中で、体育施設については「複数の施設を含む地域を面としたスケールメリットにより、民間事業者のノウハウを生かした多様なプログラムを展開することで、区民等のスポーツ・運動に対する満足度を高めることができること」、「利用者満足度調査ではいずれの施設も利用者の70％以上が施設の設備やサービスについて『とても満足している』『満足している』と回答していること」を明らかにしています。利用者からは体育施設にキャッシュレス決済を導入してほしいという要望が出ていることから、今後はキャッシュレス決済の導入に向けて関係課と連携しながら取り組んでいきます。 　評価表の記入方法については、次回の評価に当たり、指定管理者制度の効果や課題、３グループ化の効果や課題等を記載していきます。
【評価表の記入方法などについての評価】	○9施設について、令和4年度以降の次期指定管理者を選定し、円滑かつ適切に引継ぎを行ったとのことですが、引継ぎが適切に行われるべきであることは当たり前のことであり、むしろ複数施設をひとつのグループとして一つの指定管理者がスケールメリットを活かした管理・運営を可能にしたことへの言及や、期待される今後の方向性に関する記述が欲しいところです。	○業務引き継ぎについては、次期指定管理者の選定後の実績として記載したものです。前述した検証を通じて、指定管理者制度の効果や課題等を明らかにし、今後のより良い施設運営につなげていく予定であり、次回の評価に当たっては、これらの内容を記載していきます。	

学童クラブ事業（No.259）

事業の目的・目標	〇家庭、学校、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るなど、児童の健全育成支援を目的とする。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】	【所管の対処結果（令和5年度実施結果）】
【事業内容への評価】	〇令和4年は、前年より500名の入会児童数の増加がみられるのは、取組みの成果であるといえます。一方で、待機児童数が3年連続で240名余りですが、これは局所的な不足とのことでした。代替策を講じていることは評価できる点ですが、行動範囲の狭い子どもに安定した居場所を提供する観点から、各地域における必要人数に応じた学童クラブの増加、受入れ可能枠の増加を引き続き、検討していただきたいです。 〇アンケート結果を資料として受け取りましたが、アンケート実施は、委託のクラブのみで直営クラブでは実施していないとヒアリングで説明がされました。今後、第三者評価を導入される中で直営クラブにおいてもアンケートは実施されるとのことでしたが、第三者評価をまたずに、アンケート実施を検討していただきたいです。 〇アンケート結果によって改善された事項について、区民に示していくことはなされていないとのことでしたが、今後、区民の意見によって行われた取組みを示すことは重要であると考えますので、是非、示していただきたいです。	〇区では、増加傾向にある学童クラブ需要に応えるため、学童クラブの整備・充実を区の計画上、重点的な事業と位置付けて、計画的に整備しています。ご指摘のとおり、各地域における必要人数に応じた学童クラブの増加、受入れ可能枠の増加を引き続き、検討してまいります。 〇今年度より開始した第三者評価には、委託の学童クラブだけではなく、直営の学童クラブも対象に含めて、利用者アンケートを実施しています(直営6クラブ)。今年度、アンケートの質問項目が固まったことから、来年度以降、毎年、直営、委託を含む全ての学童クラブでアンケートを実施していきます。 〇利用者の声によって改善された事項が、より利用者に伝わるよう、情報発信に努めてまいります。	〇宮前北学童クラブの第二学童クラブを小学校近接地に整備したほか、既存学童クラブの育成室の拡張を行うことにより、令和５年度当初からの児童の受入枠の拡大を図りました。また、令和６年４月に向けて、小学校の改築に合わせた学童クラブの整備２所、既存学童クラブ1所の受入枠の拡大などに取り組みました。さらに、令和７年４月の高井戸小学校校内学童クラブの開設に向けて、増築工事を開始しました。 〇令和５年度は直営７学童クラブ、委託4学童クラブを対象に第三者評価を実施しました。また、第三者評価の対象ではない学童クラブも含めて、全ての学童クラブを対象に利用者アンケートを実施しました。 〇利用者アンケートでいただいた意見を踏まえて改善した取組について、学童クラブだよりや保護者会、委託学童クラブの運営協議会ニュース等により、利用者に情報発信いたしました。
【評価表の記入方法などについての評価】	〇「計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）」において、結果については記載されていますが、この分析についても記載するよう、検討していただきたいです。質疑において、待機児童は特定の学童クラブに「集中している」との回答がありました。このことについては、記載があると良いと考えられます。 〇質評価が課題となっていることが、令和5年度の方針に、医療的ケア児受入れ、学童クラブ入退室管理システムの導入等が示されている点から拝察されます。今後、この点の評価指標への追加の可否、少なくとも、事業実施状況への記載を期待したいと思います。	〇ご指摘を踏まえて、今後の評価にあたっては、なぜ待機児童が発生しているのかについても、記載していきます。 〇受入枠の拡大を進めるとともに、学童クラブの運営の質の向上に向けた取組が重要であると考えています。ご指摘を踏まえて、今後は量に加えて、質の評価についても、事務事業評価表に盛り込んでいきます。	〇令和５年度事務事業評価の「評価・分析」の欄に、待機児童が発生する理由を記載しました。 〇令和５年度事務事業評価の「評価・分析」の欄に、タブレットによる自習ができるようwifi環境整備の検討、入退出管理アプリの導入検討、第三者評価の実施及び医療的ケア児の受入れについて記載しました。

〈財団等経営評価〉
公益社団法人　杉並区シルバー人材センター

事業目的	○社会参加の意欲のある健康な高齢者に対し、地域社会との連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】	【所管の対処結果（令和5年度実施結果）】
【経営状況に対する評価】	○コロナ禍で新たな派遣事業などに取り組んで就業先の開拓に努めていることは評価できます。ただし、区からの補助金と受託事業が収入の多くを占める状況であるので、より収益力を高めるか効率的な運営に努める必要があります。都内他区のシルバー人材センターと情報交換をしていることから、経営指標などについてベンチマークして改善できる点がないか検討することも必要と思われます。 ○収益力を高めるには技術や技能向上が重要であり、より収益力が見込まれる業務を受注するために会員から募ってもう少し高度な講習をすることで改善できるかもしれません。単純業務以外の仕事をすることが社会参加や生きがい創造により資することにつながる可能性もあります。 ○常勤換算職員当たり約２４００万円の事業収入に対し、一人当たり人件費は約500万円であり、人材派遣業者などと直接比較はできないものの目標設定をすることも検討してよいかもしれません。	○シルバー人材センターは、区から独立した団体であることからも自立性を高める必要があり、区からの補助金や受託事業に依存しないよう、新たな民間受託事業の開拓を進めるとともに、オンラインツールを活用したり、デジタル化を進めるなど一層の事務効率化に努めます。 ○そのために、東京都しごと財団主催の講習の活用、自主講習会の企画実施などにより会員のスキルアップを加速するとともに、需要のある分野とリンクした会員募集などを検討していきます。 ○なお、職員一人当たり事業収入は他の財団に比較すると高額ですが、事業収入の９割を会員への分配金としているシルバー人材センターの性質上、他財団及び一般の人材派遣業との単純な比較は困難であり、都内他区シルバー人材センターなどの情報を収集し、経営状況に対する改善や評価に反映する方法などを検討していきます。	○民間受託事業については、就業開拓員による営業努力の結果、保育施設やスーパーマーケット、小規模建物の清掃などの新規受注を確保し、前年度比約3,300万円の収益増となりました。また、電話等によらずWEB上で希望する就業とのマッチング等ができる会員専用WEBサイト（令和６年２月）やWEB入会システム（令和６年１月）を開設し、デジタルを活用した事務の効率化を図りました。 ○経営改善に向けては、他地区のシルバー人材センターの情報を収集しつつ定期的にセンターと所管課との意見交換を行うとともに、学識経験者による補助金事業の評価を行い、複数年度にわたる経営改善の取組を実施することとしました。その結果、令和５年度に引き続き、令和６年度の補助金も一定の削減（前年度比△約１７０万円）を図ることができました。
【評価表記入方法などの評価】	○評価指標は団体の目的に沿った活動と成果に限定していますが、活動機会の確保という観点からは就労人員時間を会員数×希望労働時間(年間）で除した指標などが望ましいのではないでしょうか。経営分析の指標は概ね妥当ですが、目標値の設定もあってよいのではないでしょうか。また、業務委託費が適切か、負債の水準が問題がないかの指標もあるとよいのではないでしょうか。就労拡大・就業機会の提供による地域貢献と財務の自律性のバランスはどの程度ならば満たされていると判断するか、区と団体が話し合って方向性を示すことが将来的に必要です。ジェンダーや年齢などによる就業機会の公正性ややりがいをどう確保するかも課題です。派遣業務を充実するとなると他の民間の派遣事業との棲み分けをどうするかの検討もしておくことが望まれます。	○シルバー人材センターにおける就業の機会の提供は「いきがい就労」として高齢者の福祉的要素を持つことから、「福祉サービスの公平な享受」を確保していくことが求められています。会員の希望を踏まえたうえで、ジェンダーや年齢などによる機会の公平性、生きがいの創出に努めていきます。 ○活動機会の確保という観点での評価指標の在り方については、加齢や健康状態の変化により就業よりいきがい活動や地域貢献活動へ重点を変えていく会員も一定数おり、また、年度途中の加入脱退など変動要素も大きく、就労希望時間（年間）を把握するのが非常に困難な状況があります。しかしながら、会員の希望にどれだけこたえられているかという視点が必要だということは委員ご指摘のとおりであり、適切な評価指標については今後検討していきます。 ○公益社団法人として「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が適用されることから、シルバー人材センターの財務では収支相償を前提としています。このため、余剰金が発生した場合、その解消を速やかに計画するため、単年度の経常収支ではマイナスとなることがあります。健全な経営の指標としては、年間運用資金として年間事業収入の1カ月分の運営資金が確保されていれば適正な事業運営がされていると考えています。 ○区からの収入が多くを占める現状から、団体として財務の自立性を高めていく必要があることは明らかであり、今後、シルバー人材センターと区で補助金比率の適正値などに関して検討してまいります。 ○なお、シルバー人材センターの派遣についても、基本は臨時的かつ短期的または軽易な業務であり、特例により週40時間までの就業を可能とする場合にも、民業圧迫などが起こることのないような仕組みが設けられており、民間との棲み分けができているものと考えています。	○評価指標については、継続して行う経営改善の取組状況に加えて、令和６年度にセンターが実施する会員実態調査の結果等を踏まえて、引き続き、補助金比率などのより望ましい指標のあり方を検討していきます。 ○今後とも、センターと所管課との定期的な意見交換を行い、他地区のセンターの取組事例を参考にしつつ、性別・年齢などによる就業機会の公平性と生きがいの創出にむけて会員のニーズや希望に応じた適切な就業機会の確保とマッチングを図るとともに、センターの計画的な経営改善等に取り組んでいく予定です。